

外環（東名高速～関越道間）における大深度地下利用について

（1）大深度地下の考え方・・・通常利用されない空間が大深度地下です

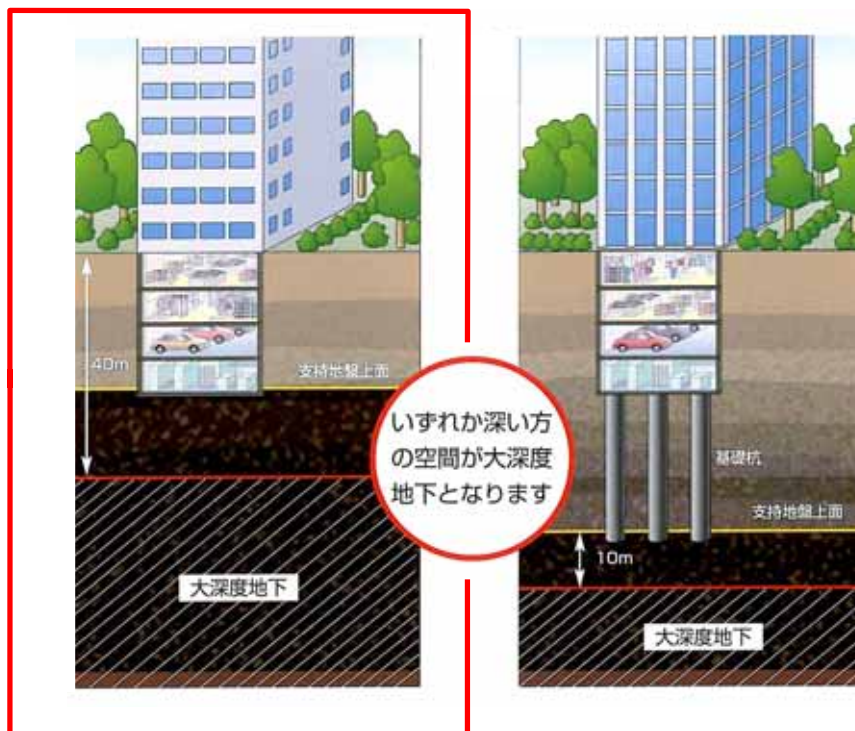
「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法」における大深度地下とは、次の または のうちいずれか深い方の深さの地下です。

地下室の建設のための利用が通常行われない深さ（地下40m以深）

建築物の基礎の設置のための利用が通常行われない深さ（支持地盤上面から10m以深）

既存文献等を調査した結果、外環が計画されている区間の支持地盤上面は、地下25mの位置になると考えられることから、上記の「支持地盤上面から10m以深」とは、地下35m以深となります。

よって、外環が計画されている区間の大深度地下の深さは、現段階では 地下40m以深と考えられます。



（2）大深度地下を利用した場合のメリット

大深度地下を利用した場合、以下のようなメリットがあります。

大深度地下は事前に補償を行うことなく使用権の設定が可能であるため、事業期間の短縮や、計画的な事業の実施が可能となります。

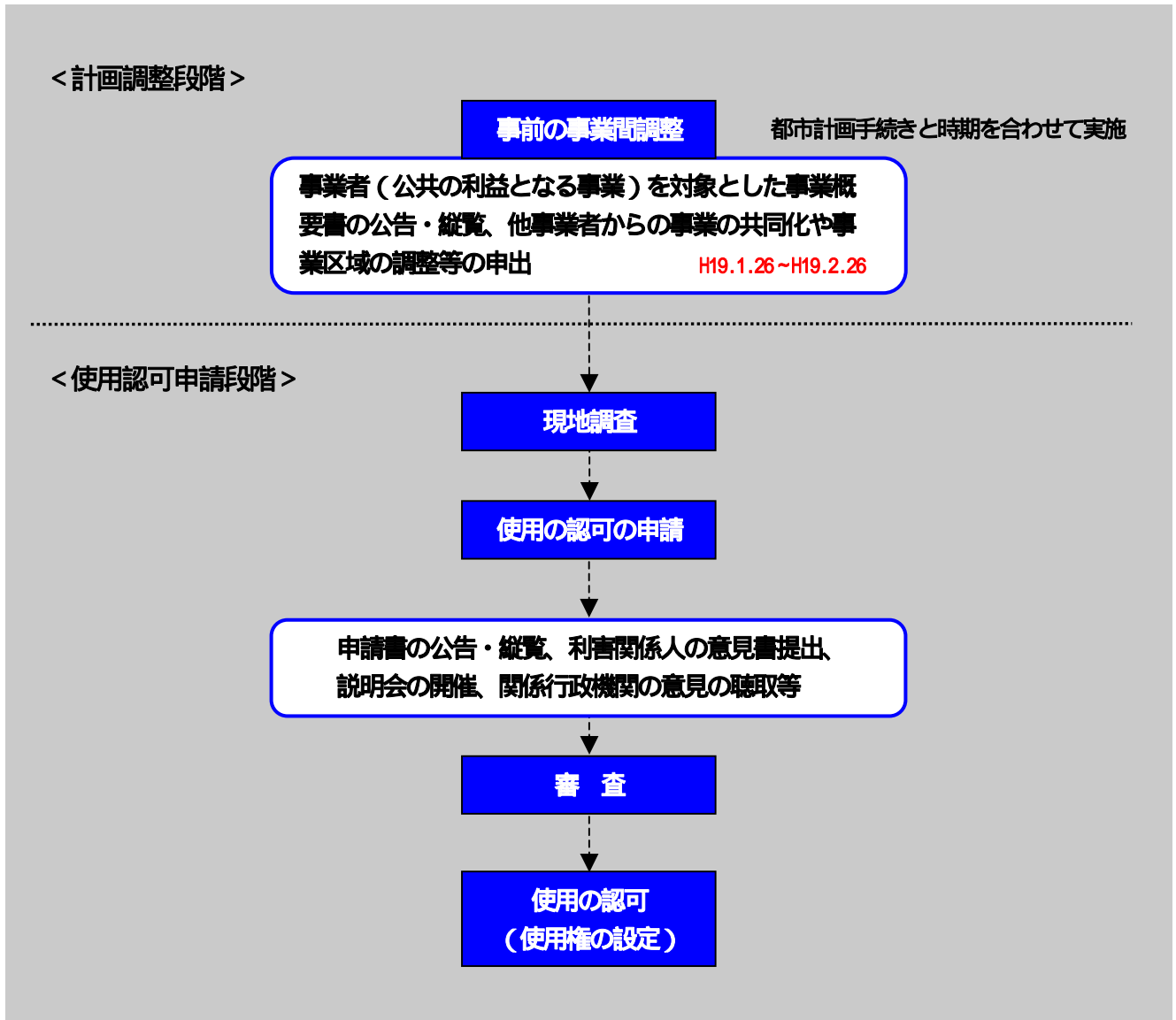
地表や浅い地下に比べ地震の影響を受けにくいいため、安全性が向上に寄与します。

地上で事業を実施する場合と比較して、騒音の減少、景観の保護等、地上の都市環境の保全に寄与します。

(3) 大深度法手続きの流れ・・・現在は事業間における計画調整の段階です。

外環における大深度法の手続きの流れは以下に示すとおりです。

外環は現在、事業間（公共の利益となる事業）における計画調整の段階であり、使用の認可の申請については、今後、事業の施行が確定した場合に検討することとなります。



(4) 大深度地下に使用権が設定された場合の補償の考え方

大深度地下については、通常は補償すべき損失が発生しないと考えられるため、事前に補償することなく使用権を設定することが可能となります。

ただし、

- ・ 井戸等の物件が既に設置されている場合は、事前に補償が必要となります。
- ・ 例外的に、既存物件の補償以外に補償すべき具体的な損失がある場合には、損失を受けた者が1年以内に事業者に対して請求できます。